［略］	［略］	［略］
第五条の三第一項各号列記以外の部分	第一号厚生年金被保険者	第二号厚生年金被保険者
	機構	組合
［略］	［略］	［略］

［2・3　略］

（支払未済の給付）

第九十七条　法第四十四条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。

［一・二　略］

二の二　死亡した者の組合員証の記号及び番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）又は個人番号

［三～五　略］

［2・3　略］

（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条　給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、連合会）に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、基礎年金番号）又は個人番号

［二～五　略］

（療養費）

第百二条　法第五十六条の規定により療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関が作成する第三号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

六　［略］

2　［略］

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十八条の二まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十六条から第三十八条まで並びに第三十八条の二第二項を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第五条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］

［2・3　同上］

（支払未済の給付）

第九十七条　法第四十四条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（当該給付が退職等年金給付である場合には、連合会）に提出しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［三～五　同上］

［2・3　同上］

（第三者の行為による損害の届出）

第九十八条　給付事由が第三者の行為によつて生じた場合においては、給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した損害賠償申告書を組合（厚生年金保険給付又は退職等年金給付を請求する場合にあつては、連合会）に提出しなければならない。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号

［二～五　同上］

（療養費）

第百二条　法第五十六条の規定により療養費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した療養費請求書を、同条に規定する医療機関若しくは薬局又はその他の療養機関が作成する第三号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

六　［同上］

2　［同上］

（老齢厚生年金の請求等）

第百十四条　老齢厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで（同規則第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並びに第三項、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条並びに第三十五条の二を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。